

内共第13号第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、役内・雄物川漁業協同組合、皆瀬川筋漁業協同組合、成瀬川漁業協同組合、横手川漁業協同組合、仙北漁業協同組合、仙北中央漁業協同組合、角館漁業協同組合、仙北西部漁業協同組合及び岩見川漁業協同組合（以下「漁協」という。）の有する内共第13号第五種共同漁業権に係る漁場（以下「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっているさくらますの採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場の区域内において遊漁しようとする者は、あらかじめ、漁協に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、口頭又はオンラインシステムによりしなければならない。

3 組合は、第10条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 遊漁者は、直ちに、第6条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により漁協に納付しなければならない。

(漁具、漁法の制限)

第3条 遊漁に係る漁具、漁法は手釣り、竿釣りに限る。

(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならない。

魚種	期間
さくらます	4月1日から8月31日まで

(禁止区域)

第5条 前条の規定による期間内であっても、次の表の左欄に掲げる区域内においては、それぞれ右欄の期間中は、遊漁をしてはならない。

漁協	区域	期間
役内・雄物川	役内川雄勝中学校前堰堤の上流10mと下流25mの間	1/1～12/31
	山田五ヶ村堰土地改良区堰堤の上下流100mの間	1/1～12/31
	湯沢総合堰頭首工の上下流100mの間	1/1～12/31

	羽後町大久保頭首工の上下流100mの間	1/1～12/31
	山城堰頭首工から下流300mまで	1/1～12/31
皆瀬川	皆瀬頭首工右岸上流端から上流1,200m、下流300m、左岸上流端から上流30m、下流300mまでの区域	1/1～12/31
成瀬川	真人頭首工ゲートの上下流50mの間	1/1～12/31
横手川漁協	新旦那堰頭首工、金沢中野揚水機場、新上堰頭首工、新一の堰頭首工の上下流80mの間	1/1～12/31
	山内消防署前橋から平石堰堤までの間	1/1～12/31
	第一頭首工から皿木橋までの間	1/1～12/31
仙北	神成橋から下流田沢水路まで	1/1～12/31
	善知鳥川、湯田沢川及び七滝川	1/1～12/31
仙北中央	大仙市松倉頭首工の上流660mと下流100mの間	1/1～12/31
	玉川橋から玉川と雄物川の合流点まで	9/1～12/31
角館	夏瀬ダムから下流広久内頭首工（堰堤下流30m）まで	1/1～12/31
	各堰堤上下30m（但し、鵜ノ崎堰堤を除く） 旧大野関堰堤上下30m	1/1～12/31
	漁場区域内の各沢	1/1～12/31
仙北西部	大仙市円行寺字オリトの沢9番地の2棚平川の起点から下流雄物川の合流点まで（棚平川）	1/1～12/31
	大仙市土川字オドシ沢1番地先芦沢川の起点から下流雄物川の合流点まで（芦沢川）	1/1～12/31
	大仙市協和船岡字小黒川前国有林2013林班い小班タモギ沢起点から下流淀川の合流点まで（タモギ沢川）	1/1～12/31
	大仙市協和中淀川字一の古種沢起点から下流淀川の合流点まで（古種沢川）	1/1～12/31
	大仙市協和荒川字奥山沢国有林2112林班い小班大高沢起点から下流荒川の合流点まで（大高沢	1/1～12/31

	川)	
	秋田市雄和萱ヶ沢字中田20の5地先新波川起点から下流雄物川の合流点まで（新波川）	1/1～12/31
	大仙市協和船岡字大川前国有林2018林班地先オソ沢堰堤より上流1,000mまでの間	1/1～12/31
	大仙市協和下淀川字西台地先中島堰堤の上下流50mの間	1/1～12/31
	大仙市協和上淀川字中村川原田地先の川原堰堤の上下流50mの間	1/1～12/31
	大仙市協和下淀川字川原川原橋上流100mの間	1/1～12/31
岩見川	秋田市河辺松淵字岩箱向地内芝野堰頭首工の舟通し内	1/1～12/31
	秋田市河辺岩見国有林283林班の小班小又川起点から下流岩見川の合流点まで	1/1～12/31
	岩見ダムから下流丸舞川の合流点まで	1/1～12/31

（遊漁料の額及び納付方法）

第6条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、遊漁者が小中学生及び肢体不自由者（身体障害者手帳3級以上）のときは無料、高校生のときは半額とし、次項ただし書に規定する方法により納付するときは1,000円を加算した額とする。

魚種	漁法	1日	3日	1年
さくらます	手釣り・竿釣り	3,500円	8,000円	15,000円

2 遊漁料は、次に掲げる場所又は漁協が指定するオンラインシステムにおいて納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

- (1) 組合事務所（第1条に記載された組合の住所）
- (2) その他組合が指定する遊漁券取扱所（第1条に記載された組合の各遊漁規則のとおり。）

（遊漁承認証に関する事項）

第7条 漁協は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証（オンラインシステムにより発行されるものを含む。）を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名、住所
- (2) 承認期間
- (3) 魚種
- (4) 漁具・漁法
- (5) 遊漁区域

- (6) 遊漁料の額
- (7) 注意事項
- (8) その他参考となるべき事項
- (9) 発行者名

- 2 遊漁承認証の交付は、前条第2項に規定する場所、漁協が指定するオンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。
- 3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第8条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があった時は、これを提示しなければならない。

- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。
- 4 遊漁者は、漁協が漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

(漁場監視員)

第9条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

- 2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。
 - (1) 氏名
 - (2) 有効期間
 - (3) 注意事項
 - (4) その他必要な事項（漁協の実状に応じて記載すること。）
 - (5) 発行者名

(違反者に対する措置)

第10条 漁協は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

(外来魚の再放流の禁止)

第11条 採捕された外来魚（オオクチバス、コクチバス、ブルーギル及びブラウントラウト等）は、再放流（リリース）してはならない。

附則

(施行期日)

この規則は令和8年3月31日から施行する。